

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行政書局
文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境政策課）	8
○建設業法に基づき提出する書類の部数に関する規則の一部を改正する規則……………（建設管理課）	9
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課）	9

告 示

○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	10
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	10
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	10
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	11
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	11
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	11
○自動車専用道路の指定……………（維持管理防災課）	11
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	15

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	18
----------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	20
○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………	21

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	22
------------------------	----

規 則

北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年12月4日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第99号

北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中

キ 風力発電所の設置の工事業	出力が1万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電所を設けるもの
ク 風力発電所の変更の工事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの

を

キ 太陽電池発電所の設置の工事業	出力が4万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が2万キロワット以上4万キロワット未満である発電所を設けるもの
ク 太陽電池発電所の変更の工事業	出力が4万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が2万キロワット以上4万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの
ケ 風力発電所の設置の工事業	出力が1万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電所を設けるもの
コ 風力発電所の変更の工事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの

に改める。

別表第2中17の項を18の項とし、14の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

14 別表第1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区

		域とならないこと。
別表第3中18の項を19の項とし、14の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の13の項中「キ又はク」を「ケ又はコ」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の12の項の次に次のように加える。		
13 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。		
附 則		
(施行期日)		
1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。		
(経過措置)		
2 次に掲げる事業であって、この規則による改正後の北海道環境影響評価条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1の5の項のキ又はクに該当するものについては、北海道環境影響評価条例(平成10年北海道条例第42号。以下「条例」という。)第2章から第10章までの規定は、適用しない。		
(1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に実施された事業又は施行日に実施中の事業		
(2) 施行日前に電気事業法(昭和39年法律第170号)第48条第1項の規定による届出がなされた事業		
(3) 前号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業(当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。)		
(4) 前2号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに着手された事業		
3 前項に規定する事業にあっては、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは次に掲げる変更のみをして実施されるものに限り、同項の規定を適用する。		
(1) 改正後の規則別表第3の13の項の第2欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同項の第3欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の事業について条例第6条第3項の規定を適用した場合における同項に規定する関係市町村長(以下「関係市町村長」という。)に当該変更前の事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び条例第2条第1項に規定する環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特		
別の事情があるものを除く。)		
(2) 改正後の規則別表第3の13の項の第2欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更		
(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であって、当該変更後の事業について条例第6条第3項の規定を適用した場合における関係市町村長に当該変更前の事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれていないもの		
4 前2項の規定にかかわらず、附則第2項に規定する事業(前項の規定により附則第2項の規定の適用を受ける事業を含む。)を実施しようとする者は、当該事業について、条例第2章から第10章までの規定による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。		
建設業法に基づき提出する書類の部数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。		
令和2年12月4日		
北海道知事 鈴木直道		
北海道規則第100号		
建設業法に基づき提出する書類の部数に関する規則の一部を改正する規則		
建設業法に基づき提出する書類の部数に関する規則(昭和24年北海道規則第160号)の一部を次のように改正する。		
本則中「第7条第2号に規定する」を「第6条第2号(同令第11条、第13条第1項、第13条の2第10項及び第13条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定により」に、「書類の部数」を「数」に改める。		
附 則		
この規則は、公布の日から施行する。		
建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。		
令和2年12月4日		
北海道知事 鈴木直道		
北海道規則第101号		
建築基準法施行細則の一部を改正する規則		
建築基準法施行細則(昭和48年北海道規則第9号)の一部を次のように改正する。		
第19条第1項中「第21号」を「第22号」に、「第22号」を「第23号」に改め、同項中第22号を第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。		
(15) 法第60条の2の2第1項第2号又は第3項ただし書の規定による許可		

第19条第2項中「第21号」を「第22号」に改め、同条第3項中「第22号」を「第23号」に改める。 第20条中「第19条第1項第21号及び第22号」を「第19条第1項第22号及び第23号」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	て次の図に示す部分に限る。）、280の2、293の4、293の7 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び安平町役場に備え置いて縦覧に供する。）
告 示	
北海道告示第743号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、深川市南たどし地区の換地計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和2年12月7日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。 また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。 令和2年12月4日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第744号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 令和2年12月4日 北海道知事 鈴木直道 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡安平町早来瑞穂280の2・281の1・282・293の1・293の4・293の6・293の7・294・295・296の1（以上10筆について次の図に示す部分に限る。） 2 指定の目的 水源の涵養 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 早来瑞穂281の1・282・293の1・293の6・294・295・296の1（以上7筆について	北海道告示第745号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 令和2年12月4日 北海道知事 鈴木直道 1 保安林予定森林の所在場所 樺戸郡新十津川町字吉野110の1地先・186の11地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、105の9・109の4・186の11・309の1・310の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、110の1、110の2 2 指定の目的 土砂の流出の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び新十津川町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第746号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 令和2年12月4日 北海道知事 鈴木直道 1 解除予定保安林の所在場所 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵^{かん}養
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第747号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

- 令和2年12月4日
- 北海道知事 鈴木直道
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第748号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

- 令和2年12月4日
- 北海道知事 鈴木直道
- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡京極町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 京極町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第749号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を岩見沢市役所の掲示場に掲示した。

- 令和2年12月4日
- 北海道知事 鈴木直道
- 1 通知の内容 令和2年北海道告示第689号
- 2 所在が不明な者 安保 智晴

北海道告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

- 令和2年12月4日
- 北海道知事 鈴木直道
- | 路線名及び縦覧場所 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|--|--|------------|
| 道 道 松 前 港 線
北海道渡島総合振興局
函 館 建 設 管 理 部 | 松前郡松前町字福山121番1地先から
同郡松前町字福山60番1地先まで | 令和 2.12. 4 |
| 道 道 大 野 大 中 山 線
北海道渡島総合振興局
函 館 建 設 管 理 部 | 亀田郡七飯町字中野3番6地先から
同郡七飯町字中野1番1地先まで | 同 |
| 道 道 別 当 賀 酪 陽 線
北海道釧路総合振興局
釧 路 建 設 管 理 部 | 根室市別当賀229番1地先から
同市別当賀246番1地先まで | 同 |

北海道告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

北海道知事 鈴木直道

- 1 路線名 道道 苫小牧中央インター線
- 2 指定する道路の部分 苫小牧市高丘41番71地先から苫小牧市高丘41番18地先（高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線交点）まで
- 3 指定する期日 令和2年12月4日

北海道告示第752号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年12月4日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ノウヤ南1号沢川（Ⅰ－34－1330）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内農屋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
農屋南2号川沢川（Ⅰ－34－1340）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内農屋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
オブスケ川右支流川（Ⅱ－34－1360）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内農屋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

農屋の沢川（Ⅱ－34－1370）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内農屋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
チェツボシナイ川（Ⅱ－34－1390）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内豊畑（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三木田の沢川（Ⅱ－34－1400）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内豊畑（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊畑川2の沢川（Ⅱ－34－1410）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内豊畑（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊畑二の川（Ⅱ－34－1420）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内豊畑（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
寺沢川（Ⅰ－34－1430）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内豊畑（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
有勢内川一の沢川（Ⅱ－34－1450）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内真歌（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
温泉１の沢川（Ⅱ－34－1460）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内浦和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
温泉四の沢川（Ⅰ－34－1480）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内浦和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
温泉３の沢川（Ⅰ－34－1490）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内浦和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ユラ川浦和沢川（Ⅱ－34－1500）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内浦和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
川合三の沢川（Ⅱ－34－1510）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
川合二の沢川（Ⅱ－34－1520）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
捫別左第２の沢川（Ⅱ－34－1530）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内川合（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
下川合沢川（Ⅱ－34－1540）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内川合（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
捫別左第３の沢川（Ⅱ－34－1550）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内川合（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
サテキナイ川（Ⅱ－34－1560）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内川合（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西川の沢川（Ⅱ－34－1570）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内西川（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ペンケポロナイ川（Ⅱ－34－1590）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内川合（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
カズナイ川（Ⅱ－35－0290）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石美野和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
美野和の沢川（Ⅱ－35－0300）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石美野和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
安平西1の沢（Ⅲ－31－031）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町早来富岡、安平（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
安平西2の沢（Ⅲ－31－032）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町早来富岡、安平（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
安平北1の沢（Ⅲ－31－033）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 勇払郡安平町安平（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
安平北2の沢（Ⅲ－31－034）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町安平（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
スズラン1の沢（Ⅲ－31－039）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町早来北進（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
北進東1の沢（Ⅲ－31－040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町早来北進（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
北進東2の沢（Ⅲ－31－041）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町早来北進、早来守田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ときわ公園南の沢（Ⅲ－31－047）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町早来北進（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
安平の沢（Ⅱ－31－0230）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町早来富岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
安平左の沢（Ⅱ－31－0240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町早来富岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第753号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年12月4日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
オブスケ川（Ⅱ－34－1350）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内農屋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
岡田の沢川（Ⅱ－34－1380）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内豊畑（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内浦和4（Ⅰ－3－385－2025）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内浦和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内川合1（Ⅰ－3－389－2029）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内川合（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内高見（Ⅰ－3－397－2037）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内高見（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内農屋1（Ⅰ－3－398－2038）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内農屋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内農屋2（Ⅱ－3－244－1417）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

日高郡新ひだか町静内農屋（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内御園 7（Ⅱ－3－250－1423） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内御園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内豊畑（Ⅱ－3－251－1424） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内豊畑（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内浦和 5（Ⅱ－3－261－1434） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内浦和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内真歌 7（Ⅱ－3－263－1436） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内真歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内浦和 6（Ⅱ－3－264－1437） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内浦和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内浦和 7（Ⅱ－3－265－1438） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内浦和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内西川（Ⅱ－3－266－1439） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内西川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内川合 2（Ⅱ－3－267－1440） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内川合（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	---

三石鳧舞（Ⅱ－３－２８３－１４５６） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石鳧舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 追直沢川（Ⅰ－３３－０９３０） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市舟見町２丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭沢町１（Ⅰ－３－１１０－１７５０） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市沢町、清水町１丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭沢町３（Ⅰ－３－１１２－１７５２） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市沢町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭舟見町（Ⅰ－３－１２９－１７６９） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市舟見町２丁目、舟見町（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭山手町３丁目（Ⅰ－３－１３６－１７７６） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市山手町３丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭山手町１丁目１（Ⅰ－３－１３７－１７７７） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市山手町１丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭舟見町２丁目２（Ⅱ－３－９０－１２６３） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市舟見町２丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭舟見町２丁目３（Ⅱ－３－９１－１２６４） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市舟見町２丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭山手町3丁目1（Ⅱ－3－92－1265） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市山手町3丁目、山手町1丁目、中央町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭山手町1丁目2（Ⅱ－3－93－1266） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市山手町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瑞穂北の沢（Ⅲ－31－036） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡安平町早来瑞穂（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 緑ヶ丘病院の沢（Ⅰ－31－0270） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡安平町追分緑が丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 早来北進2（Ⅲ－3－R01－2001）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡安平町早来北進（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 追分緑が丘（Ⅰ－3－R01－2002） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡安平町追分緑が丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道オホーツク総合振興局告示第160号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年12月4日 北海道オホーツク総合振興局長 橋 本 智 史 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 貨物兼乗用自動車 1台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納入期日 令和3年3月31日（水） (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。	

いこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年12月4日（金）から同月23日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 令和3年1月15日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月14日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 乗用自動車の賃貸借 一式 28台分

イ 予定時期 令和3年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達の中の最初の契約に係る入札の公告

令和2年12月1日付け北海道オホーツク総合振興局告示第157号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

(3) 電話番号 0152-41-0608

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 15, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 14, 2021)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan

Phone : 0152-41-0608

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第94号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月4日

北海道教育庁空知教育局長 藤 村 誠

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

道立学校教務用パーソナルコンピュータ 一式 8台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和3年3月19日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、入札説明書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年12月4日（金）から同月24日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎5階第2会議室
（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和3年1月12日（火）午前10時（送付による場合は、同月8日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年1月7日付け北海道教育庁空知教育局告示第1号

9 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

10 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目

(3) 電話番号 0126-20-0142（直通）

13 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Personal computer 8 sets

- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 12, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 8, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa,
Hokkaido 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁留萌教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年12月4日

北海道教育庁留萌教育局長 上 田 哲 史

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
情報処理教育機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 80台分
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和2年10月28日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社
(2) 住 所 東京都港区港南二丁目15番3号
- 4 随意契約に係る契約金額
481,580円
- 5 契約の相手方を決定した手続
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 6 一般競争入札の公告
令和2年9月29日付け北海道教育庁留萌教育局告示第28号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地

北海道教育庁留萌教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年12月4日

北海道教育庁留萌教育局長 上 田 哲 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
道立学校校務用パーソナルコンピュータ 一式 2台分
- 2 落札を決定した日

令和2年11月24日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社栄進堂
- (2) 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号

4 落札金額

398,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年10月30日付け北海道教育庁留萌教育局告示第35号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地

北海道教育庁十勝教育局告示第50号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年12月4日

北海道教育庁十勝教育局長 村 上 由 佳

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
道立高等学校ICT設備の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 11校分
- 2 落札を決定した日
令和2年11月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社
(2) 住 所 東京都港区港南二丁目15番3号
- 4 落札金額
196,680円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年10月9日付け北海道教育庁十勝教育局告示第46号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第523号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年12月4日

北海道警察本部長 小 島 裕 史

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- | | |
|-------------------------|--------|
| (1) インクカートリッジ (ブラック) | 525個 |
| (2) インクカートリッジ (シアン) | 500個 |
| (3) インクカートリッジ (マゼンタ) | 504個 |
| (4) インクカートリッジ (イエロー) | 555個 |
| (5) インクカートリッジ (ライトシアン) | 518個 |
| (6) インクカートリッジ (ライトマゼンタ) | 546個 |
| (7) 連続写真用紙 (2ロール入) | 1,049箱 |

2 落札を決定した日

令和2年11月20日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 氏 名 | 株式会社HBA |
| (2) 住 所 | 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8 |

4 落札金額

11,327,811円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年10月20日付け北海道警察本部告示第465号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 名 称 | 北海道警察本部総務部会計課 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区北2条西7丁目 |
-